

森有礼の教育思想における心と身体

嚴

平

on MORI Arinori's View of National Morals in 1880s'Japan

YAN Ping

はじめに

明治22年制定の憲法と翌年の議会の体制によって、制度的には西洋をモデルとする近代国家が成立した。近代国家としての国家体制の枠ができたとしても、それが近代国家として機能するためには、国家の内部を構成する「国民」のあり方、とりわけ意識面での変革を伴わなければならない。それは、封建制下にあった民衆を近代的な意味での「国民」に変え、それによって日本の国家的統合を果たすことにほかならない。近代「国民」となるためには、近代国家にふさわしい「国民道徳」の形成が求められた。森有礼は、初代文部大臣として、この課題に正面から取り組んだとみることができる。森は、国民道徳の課題をいかに認識し、いかなる論理と方法によってこの課題に取り組んだのか。こうした問題意識に基づき、本論文は、森有礼が構想した近代国民教育体系を国民道徳論の視角から、思想的に考察していく。日本の近代国民教育制度の樹立者として、森有礼はどのような「国民道徳」を構想したのか、そしていかなる論理においてそれを樹立しようとしたのか、その解明が本稿の課題である。

従来の森研究において、森の徳育論を考えるときに、森が修身科教育を軽視したことに基づいて、森の道徳教育軽視説が繰り返えられている。例えば、園田英弘は「森は教育が個人の道徳的資質を高めるものだと考えている。しかし、彼は道徳教育を考えていたわけではない」と述べている¹。しかしこの点に関しては、すでに佐藤秀夫が、森が教科教授（修身科を含む）においてだけでなく、兵式体操を通じての気質鍛錬なども含めて「さまざまな教育活動の目的意識的な総合態として徳育を把握していた」と指摘している²。適切な指摘であろう。兵式体操は、寄宿舎とあわせて、森が「身体」鍛錬に注目する例証として注目されてきた。なかでも特に師範教育がそれを典型的に反映しているとされてきた。早くに土屋忠雄は、「師範学校から軍人と兵式体操を除くと、まことに特色の無い学校のように思われざるを得ない」としている³。こうした土屋の森論は、戦前国家主義教育批判の文脈において、森の持つ軍国主義的色彩を強調するものである。師範学校の軍営化された寄宿舎及び兵式体操はその顕著な特質とみなされてきた。いわゆる「軍国主義」の森像を提起したのである。一方、林竹二も師範学校の教育の「中心は、兵営化した寄宿舎での厳しい規律の中にある生活と、週六時間の兵式体操であった」と認めている⁴。し

かし林竹二は、「兵式体操を課したのは、森のいわゆる『道具責め』の方法による教育を企図したのであって、軍事的な意図はない」としている⁵。師範学校の兵式体操や寄宿舎制度には、「身体教育」と「服従精神」の強調が見られる。このように林は「国家主義者」森論を批判し、新しく開明主義者森像を主張した。このように見てくれば、寄宿舎や兵式体操を通じての気質鍛練をいかに理解するか。これが森の教育思想を考えると、キポイントになると考えられる。

筆者は、師範学校における兵式体操や寄宿舎の導入の基礎にある森の「身体」論は、教育の理念・内容・方法に関する森の考えを端的に示すものとして、捉えたいと考える。先の佐藤秀夫の指摘を継承し、ここでは兵式体操の実態に即して、森の心と身体の間を明らかにする。その上で本稿は、兵式体操の意義を、森の構想した国民道徳教育との関わりにおいて検討したい。

1. 道徳教育における心と修身

従来、森の教育思想において、道徳教育は「軽視」されているとみなされてきた。こうした判断の前提に森の修身科の位置づけの問題がある。確かに森が修身科自体は軽視した。森の「修身科軽視」は、森の心の捉え方と儒学に対する評価と関連していた。

まず初等学校における道徳教育をみることにしたい。森文政下の明治19年5月に文部省令「小学校ノ学科及其程度」が公布され、「修身」に関しては、「小学校ニ於テハ内外古今人士ノ善良ノ言行ニ就キ児童ニ適切ニシテ且理會シ易キ簡易ナル事柄ヲ談話シ日常ノ作法ヲ教ヘ教員身自ラ言行ノ模範トナリ児童ヲシテ善ク之ニ習ハシムルヲ以テ專要トス」と述べられている⁶。小学校修身科の教授は教科書を用いず、教師の談話と言行によることとなった。さらに明治20年5月14日に小学校の修身教科書を採用することを禁止する旨を改めて視学官を通じて府県に通知した⁷。それはそれまでの修身科教育に対して、批判的立場からの改革であった。旧来の道徳教育は、元田永孚が明治12年以降積極的に進めて来たように、その根拠を日本の神話上の「伝統」に求める。古代より「三種の神器」（鏡、玉、剣）によって示されている「三徳」（明、仁、義）を国民の道徳の根源にすえるという⁸。ただその「三徳」を説明するには、「孔子の書」（四書五経つまり儒教）によるのが適当だという。「扱日本国の道徳は、何を主として云ふ歟と御尋ねに候へば、日本国は教の書と云者なければ、只三種の徳一つを本にして、其註解に孔子の書を取り用ゐて十分なりと存じ候」（『倫理教科書につき意見書』）⁹。儒教的道徳を内容とする日本の「伝統」としての忠孝道徳をもとに、国教樹立を目指すのが元田の立場であった。元田は、この目的を達成させるために自ら『幼学綱要』を編纂し、学校へ配布したのである。

元田は天皇徳治論の立場から、「有徳者」たる「天皇」による「人治社会」の復活を図っていた。それは、儒教道徳に基づく徳治国家を目指すものだった。一方、森は近代的な意味での国民国家において、国家の内部を構成する国民を内面から近代的な国民に仕立てあげてを構想していた。この立場は、元田による儒教的徳治主義とは相容れない。元田の徳治主義は、森の目からみれば、近代以前の道徳と国家にしか見えなかった。元田らによる儒教主義復活の動きを前にして、森の教育政策は、それへの批判から始まったといってもよい。

初等教育において従来の修身科教科書の使用禁止に次いで、中等教育において、森は能勢栄に命じて、中学校及び師範学校用の倫理科教科書の編纂を命じた。『倫理書』がそれである。本書

は能勢が森の意向を受けて編んだものであるから、そこに森の徳育観をうかがうことができると考えられる¹⁰。「道德ヲ教フルノ法ハ、人ノ心裏ニ、正邪善悪ノ別ルノ所ヲ説キ、人ヲシテ、正善ニ就キ、邪悪ヲ避ケシメ、而シテ初学ノ者ニハ、専ラ実例ヲ挙ゲテ、其心ニ感動セシメ、以テ其行為ヲシテ、正善ノ慣習ヲ得セシムルニ在リ」(『倫理書』「凡例」)¹¹。ここに注目されるのは、実例によって心に感動(感動は「身体を経験」の一種といえよう)を呼び起こすことで正善の行為を勧め、それを習慣化することが目指している点である。つまり道德教育は、感動に基づく習慣化を目指してなされるべきだと主張されているのである。さらにまた、「其主トスル所ハ、思想、未ダ定マラズ、性質、未ダ熟セザル者ヲ誘掖スルニ過ギズ」(同『倫理書』)と、思想未定、性質未熟の年齢の低い子どもの段階に道德教育の重点をおくことの重要性を指摘している。

森は修身科教育を重視しなかったといわれてきたし、また一見してそのように見える。しかし、彼の教育論においては、知育、体育と共に、徳育が、三育の不可欠な一部分としてあった。例えば森の教育論の最も早いものに「教育論——身体ノ能力」がある。それは明治12年10月15日に東京学士会院に提出された。それによると、教育は、「諸ノ能力ヲ耕養発達シ、是ニ因テ得ル所ノ快樂ヲ増スニア」とし、その「能力」を、「智識、徳義、身体ノ三ト為ス」と考えている。そして「所謂智仁勇三徳ナル者」は、三者「和合シテ其平均ヲ有ツ時ハ、人ノ快樂最大ナリ」として、知育、徳育、体育の均衡のとれた発達の重要性を説いている¹²。

森は旧来の修身科の教育を道德教育としてはなぜ難色を示したのか。結論を先取りすれば要するに旧来の修身科が元田の儒教主義に基づいていたからである。森は「九州各県巡回の途次小学校における示諭」(学科の要領)において、修身科について以下のように述べている。「児童の発育の度合如何を弁へず、徒らに古人言行の漠然として六ヶ敷ことを授るは甚不可なることは勿論、中には頗る穿ち過ぎたることありて小学生徒の脳力には逆も解し得へからさることあり、否これを解し得るも啻に修身の教となすべからさるのみならず、却て之を傷害するものなきを免れず」、また、「要するに今日の修身教科書は総て瑕瑾なきを免かれざるを以て教員の注意最も緊要なり」¹³。児童の発達を考えず、抽象的な儒教的徳目を教えていた修身科への批判が、この裏には込められていた。この点に関して、教員に注意を喚起しているのである。

儒教への警戒感はまだ、伊藤博文や井上毅にもあった。例えば、明治12年井上が起草し、伊藤が提出した「教育議」においても認められる。つまり、「現今ノ書生ハ、大抵漢学生徒ノ種子ニ出ツ、漢学生徒往々口ヲ開ケハ輒チ政理ヲ説キ、臂ヲ攘ケテ天下ノ事ヲ論ス、故ニ其軫シテ洋書ヲ読ムニ及テ、亦静心研磨、節ヲ屈シテ百科ニ従事スルコト能ハス、却テ欧州政学ノ余流ニ投シ、軫タ空論ヲ喜ヒ、滔々風ヲ成シ、政談ノ徒都鄙ニ充ルニ至ル」¹⁴と。学生たちは、「漢学」つまり儒教を好んで「治国平天下」を自分の任務と捉えて、政治にはしる。その上に洋学を学ぶと、余流の政論ばかりすることになる。久木幸男のいうように、自由民権などの反政府的言論はその西洋流の主張とはうらはらに、儒教的言説に基づいていたのである¹⁵。この意味において、儒教は道德思想ではなく、社会不安を招く政治思想と見なされ、伊藤は徳育から儒教を排除しようとしたのである。伊藤・井上は、これこそ社会不安を招致する原因だと捉え、漢学＝儒教への警戒感を隠そうとしない。当時の政府にとって直面する最大の課題は、高揚した反政府運動＝自由民権運動にいかに対抗し、これを抑えこむかにあったのである。儒教排除はこの問題の延長上にあった。

森においても、認識は変わらない。「世間往々論語などを用ゐるものあり、該書の如きは修身書と言はんよりは寧ろ政事書と言ふの穩当なるに如かさるに似たり、尤もさすが孔子の言行を嘖りたるものなれば修身の模範となること亦尠しとせざれとも其言たる多くは当時の形勢に応じ又は其弟子の人となり如何を察し説述せしものなれば、之を児童に授くるには其性質如何により須らく注意斟酌をなさざるべからず」と¹⁶。修身科によく引用される『論語』を、森は道德書としてよりも「政事書」と見なしている。したがって修身科におけるその有効性を疑っている。儒教系知識人の政談に対しては、森も伊藤博文も、常に警戒している。この時期、儒教を反政府的言論につながるものとみる認識は、当時の洋学系知識人や開明派官僚の共通認識であった¹⁷。

とすれば、森は、いかにして「治安維持」をはかり、近代的な国家統合を構想したのか。教育は、その視点から見出されてくるのである。森有礼の「治安維持論」がいかに教育の問題とリンクしていたかを次に見ることにする。

森と伊藤は、「治安を図る」手段を教育に見出していたという点で認識を同じくしていた。明治15年9月、駐英公使の森は、憲法取調のため欧州に赴いた伊藤博文と、パリの旅宿で歴史的な面会を行なった。その会談の内容は、伊藤より森に宛てた手紙から推測できる。つまり伊藤には、「学者も不学者も政治」を論じる世の中、積極的に政治の進歩を教育に求める人物は、いないと思われていた。しかし伊藤はこの時、「将来我国の治安を図るの目的を以て教育の基礎を定むる識見ある」人を、森に見出した。教育が伊藤には、「徒に智力を進修せしめ利害を争はしむる為に非らず、必や幼童を薰陶して人の人たる所以を知らしめ、且之を養成して一国の精神を興起せしむるを要」すと、考えている¹⁸。つまり、将来的な国家の治安を教育に期待している。この点は、森が伊藤に共鳴を感じ、伊藤が森に期待をよせた所でもある。

では、森はいかなる論理によって教育と社会安定と結びつけたのか。大久保利謙は、森が教育を「日本の政情危機、自由民権運動の攻勢に対する対策として論じるのは、もとより相手の伊藤の胸中を察しての論法」だと見ている¹⁹。しかし、吉定家夫の研究によれば、教育と「治安」との関連については森は、ホレース・マン (Horace Mann) の影響を受けたと推測している²⁰。

駐米少弁務使時代の明治5 (1872) 年2月、森は、日本の教育のあり方について当時の米国各界の有力者に質問状を送った。この質問状において問われているのは、一国の物質的な繁栄に及ぼす効果、商業に及ぼす効果、農業上・工業上の利益に及ぼす効果、国民の社会的・道徳的・身体的状態に及ぼす効果、法律と政治に及ぼす影響の五つである²¹。この質問状を見るかぎり、当時の森の関心は、むしろ経済発展における教育の役割だったようだ。森が教育に対して関心を持っているのは間違いないが、その時点において経済的、言い換えれば富国という近代日本の最大課題の解決策として、教育を見ていただけであった²²。森はこの質問状に対して13通の回答を得て、それをまとめ、さらに自分が執筆した日本史に関する論文を巻頭に加え、「EDUCATION IN JAPAN」(『日本の教育』)と題して、1873年1月にニューヨークで出版した。吉定は、この本の内容と構成が、マンの第5年報(1841年度)に「酷似している」と指摘している²³。つまり、森はマンの論文を参考にして質問状を作成し、この回答をまとめて公開したと推測されている。マンは、一般教育の政治や経済における教育の効果をビジネスマンたちに聞かせ、教育の重要性を強調して、その上に教育への投資を説くために、質問状を作成した。よって、森にも理解されるように、ここでは経済のための教育の作用が強調される。ところが、マンの第5年報において

は、「効果的に犯罪を取り締まる」、「もっとも安価な自衛と保険の手段」としての教育の役割が説かれた²⁶。ここにおいてマンは、「教育はもっとも安価な保険」との主張に達したという。森がこれを参考としたとしても、EDUCATION IN JAPANにおいては、まだ社会安定に果たす教育の役割を認識していなかった。ところが、1872年11月の“RELIGIOUS FREEDOM IN JAPAN”（『日本における宗教自由』）において、森はマンの言葉を引用した。つまり、「教育は、われわれの唯一の政治上の安全である。この箱舟の外側はすべて大洪水である」と²⁷。この時点において森は、社会の秩序維持における教育の作用を十分に認識していた。以上、こうした森の教育観は、マンの論文を吸収した結果であったことは間違いないといえる。

森はこうした教育観をもって、伊藤博文とパリで教育論議をかわしたのである。他方、日本の政治リーダーであった伊藤が抱える政治課題は、自由民権の反政府運動と戦い、いかにそれに対抗し得る安定した近代国家体制を作り上げるかという点にあった。治安維持における教育の意義を強調することは、自由民権と戦ってきた伊藤博文が、森に惹かれた最も大きな要因であったと思われる。

先述の通り、明治13年以来復権されつつあった儒教主義の修身科教育に対して、「治安維持論」に立つ森は批判的であった。元田らが主導した「儒教道徳」を中心とする元田式の修身科と距離をおいていた。とはいえ、森が道徳教育を無視しているわけではないことは、先に述べた。しかし少なくとも元田らにとっては、森にそういうラベルを張る理由は、十分にあった。元田にとっては、道徳教育といえば、修身教育にはかならないからである。しかもその内容は、天皇の徳を中心において、儒教的な道徳である。このように見てくれば、森の理解した道徳と、元田の理解した徳育とは、その内容と方法において互いに相容れないものであった。次に、森が構想した道徳教育論とその方法について検討しなければならない。

2. 兵式による体操——身体教育の有効性

森有礼の教育への関心は明治初年に固まったといわれている。林竹二によれば駐米時代の明治5年に森は既に文部省入りを希望していた²⁸。彼は、明治12年10月15日に東京学士会院第13会に「教育論 身体ノ能力」草案を提出した²⁹。この案において森は、教育における「智識」「徳義」「身体」、すなわち「智仁勇三徳」を表明しながら、「現今我国人ノ最缺ク所ノ者ハ、彼ノ至重根元タル三能力ノ一、即身体ノ能力ナリトス」と述べ、「身体ノ能力」の必要性を提起する。また身体的能力における欠点の原因を地理、生活習慣、文化、宗教などに求めている。なかでも、「文学」の害、すなわちその「高尚深遠」な儒学について、「漢土ノ文字」は、「初其形ヲ見テ之ヲ模スルコトヲ習フヨリ、後其義ヲ解スルニ至ル迄、刻苦勉強過多ノ年数ヲ費サレハ之ヲ利用スル能ハス、故ニ之ヲ学フ者ハ概ネ身ヲ静座ニ沈メテ其健康ヲ損シ、惜ムヘキハ到底柔弱ノ一書生ニ変ス」、「柔弱ニ陥ルハ弊害ノミナラス、其教ノ法良正ナラス、其治国平天下ノ事業ヲ懐キテ身ヲ進ムルノ外ハ、世ニ志ヲ得ルノ道無キ如ク説キ、書生ヲ空遠ニ誘フ」と、弊害の根源を儒学にあると見なしている。儒教の学問は、経書をただ棒暗記する素読やその解釈などに多くの年数をかけ、その結果、「柔弱」な書生になってしまう。しかもそれにとどまらず、「治国平天下」の政論や、空疎高遠な観念にはしらせ、現実遊離させる弊害まで伴っているという。つまり森

の儒教批判は、漢学の身体上の弊害だけではなく、人間形成にまで及んでいたのである。

森はこうした漢学に代えて、「直下読ミ易キ文ヲ用キ、加フルニ体操ノ業ヲ以テ」し、さらに「敢為ノ勇氣」を養成させようと述べている。「身体ノ能力」を完全に期するためには「強迫体操ヲ兵式ニ取り、成り丈普ク之ヲ行フヲ最良」とも述べている。森の兵式体操論がここに登場する²⁸。ここで注目したいのは、身体的能力を「人ノ善ヲ行」わせるものとして捉え、しかもその力を推進するには、健康な身体だけではならず、「敢為ノ勇氣」が不可欠だという森の認識である。つまり「敢為ノ勇氣」を養成するには、「遊嬉」の体操ではその期待に答えられず、兵式体操によらなければならない、と「兵式」を強調するのである²⁹。

このような森の教育論は、東京学士会院にどのような反応を呼び起こしたのだろうか。森の意図は、「教育論 身体ノ能力」の建議が同院で議論の上、可決されることによって、文部卿に提案し、学校現場などで実現されることにあった³⁰。しかし、実際は森の期待した方向には行かなかった。まず東京学士会院では、森による二度目の「教育論 身体ノ能力」演説が行なわれた第14会（明治12年11月15日）において、「衆員ノ中一二之ヲ可否スル者アリト雖モ、会員ノ可決ニ至」らなかった³¹。

第15会（明治12年12月15日）において阪谷素は、「森学士調練ヲ体操ニ組合セ教課ト為ス説ノ後ニ付録ス」と題する演説を行なった³²。阪谷はまず、「凡ソ国ヲ立ル外国ノ長処固ヨリ取ルベシト雖モ我ノ精神ハ決シテ失フ可ラス」と述べ、外国の長所を受容する時、伝統の精神の大切さを強調している。阪谷は「我ノ精神」の大切さを強調し、「調練ヲ体操ニ合シテ施」すとする森の洋式体操ではなく、伝統の「刀法柔術」を用いようとした。つまり西洋の「体操ヲ兵式ニ取る」森の提案に対して、阪谷は日本の伝統的武術を用いるべきではないかと異議を唱えたのである。

森は阪谷のこの論文を読んでいたと推測される。英国駐在の森が学士会院に宛てた明治13年3月4日付の書簡において、「貴院第十五会に於て余は英国に在るの間尚余を貴院定員と御議定の報告を送與せられ」と記している³³。つまり、明治12年12月15日、十五会の会議における報告は森に送付され、その中に阪谷の文章も入っていたと考えられる。英国公使期間に、森は、さまざまな教育情報を収集し、教育に関して凄まじい情熱を示している。「力の及ぶ丈応さに注意して教育上の事件を四方に搜索し、或は間々意見を書して送呈することを怠ら」ないと、ロンドンから東京学士会院宛に書き送っていることから、その情熱ぶりがうかがえる。

ようやく東京学士会院は、明治13年9月15日、第二十二会、神田孝平の意見をもとに、森に次のような返事を送った。「体操ヲ施行スヘシト云フハ同意ナレトモ、法ヲ兵式ニ取り強迫ヲ以テ之ヲ行フト云フニ至テ少シク疑ナキコト能ハス」（明治13年9月15日、第二十二会、神田孝平、福沢諭吉、西村茂樹の意見）と³⁴。体育重視論に関しては、ほぼ同意されるが、方法として、兵式の体操をとることに関しては疑問視する声が大勢であったというのである。「教育論 身体ノ能力」において森が強調したい点がこの「兵式」にあることを考えれば、森の意見は否定されたといえよう。

ここで確認しておきたいことは、明治13年当時、兵式体操に関する森の意見が理解されなかったことである。兵式体操に反対する理由はさまざまであった。例えば先に述べた阪谷の「土族」の支えてきた伝統的な「刀法柔術」という考えで十分、という見解もあった。また、兵式の体操は、児童に適さないという見解も存在した³⁵。しかし、森は相変わらず自分の持論を堅持し、「其

後反覆考究するも前説の不可なるを発見せず、却て益々其実行の緊要なる」ことを感じる一方であつた³。結局森の体操導入論は未決のまま、文部卿に建議しないままに終わった。それでもしかし、森がそれをあきらめることはなかった。彼は、教育特に兵式体操への関心は持ち続け、次の機会を待っていた。明治18年12月をもって文部大臣に就いた森は、学校教育に兵式体操を導入するという年来の教育論を採用するに至つたのである。

3. 兵式体操による国民道德教育の方法

周知のとおり、兵式体操は東京師範学校に初めて取り入れられ、次に官立学校、師範学校など、主に中等教育機関に導入された。それでは、森の兵式体操及びそれによるいわゆる「三気質」の養成は、もっぱら中等教育機関に限って構想されていたのであろうか。ここではそうではないことを明らかにしておきたい。

森は、兵式体操の導入を、まず何よりも師範学校に強く期待し、また実施した。それはなぜか。要するに、教員を通じて初等教育の児童に兵式体操による「気質」が浸透することを期待したからに他ならない。明治19年に文部省が定めた「小学校学科及其程度」には「教員身自ラ言行ノ模範トナリ児童ヲシテ善ク之ニ習ハシムル」と規定している⁴。教員自身が身につけた「気質」を、自らの言行によって生徒・児童の模範となって、伝える。これが、森の師範学校の生徒に期待したことなのである。森は「教育トハ読書算等ノ如キ芸能ヲ謂フモノニ非ラスシテ正確ナル人物ヲ薰陶養成スルノ義ナリ」とする⁵。また、「読書算等ハ人間処世上ニ肝要ナルモノナレトモ畢竟芸術ニ過キス、教育トハ元来幼年未タ事ヲ判断スルノ能力ナキモノヲシテ教師等ノ薰陶ニ由リテ善良ナル臣民ニ成長セシムルノ謂ナリ」としている⁶。小学校における教育は、知識教授よりは人物養成をより重要であると森は捉えていた。つまり、師範学校の生徒に与えられた使命は、もとより小学校の教師となり、小学校の児童を「善良ナル臣民」に養成することにあつた。したがって、その師範学校で養成が目指されている「気質」は、単に将来の教師たる師範学校生に期待されただけでなく、結局はその小学校教師を通じて子供たちに養成されることが期待された「気質」に他ならないと考えられる。とすれば、それは原則的には、全国民に期待された「気質」ということになってくる。森が師範学校を特に重視したのも、教師こそが国民教育を担う最前線にあるからである。しかし、すべての小学校でただちに兵式体操に踏みきるには、当時はあまりにも物的・人的条件が不備であつた⁷。森が兵式体操を特に師範学校に導入したのは、こうした状況を前にした彼特有の「経済合理主義」に基づく方策だつたと考えてよいと思われる。

兵式体操は、師範学校を手始めに、その後高等中学校や尋常中学校、さらには高等小学校や尋常小学校へと徐々に浸透していった。そうした教育法によって養成が目指された「気質」は、学校の生徒・児童のみでなく、列島に居住するすべての国民が備えるべきものとして、森文相は期待していたのである⁸。

例えば明治20年2月に熊本師範学校を視察した際、森は「三気質は狭く教員にのみ必要なるにあらずして国民となりては具備せざるべからざれども特に教員に付て必要を感ずるなり」と演説している⁹。また内閣顧問の黒田清隆との会談の中、「武技ハ教科中ニ於テ欠クヘカラサルノモノトス」といい、兵式体操の学校における必要性を説きながら、一般にそれを施行するには行われ

難しいところがあるため、まずは師範学校において「此一科ヲ設ケ度希望セリ」と、手始めとして師範学校へ兵式体操を取り入れた理由を明らかにした⁴³。人的・物的な実際上の限界などのため、兵式体操は当面師範学校への導入に限定せざるをえなかったが、森はさらに広く普及したいと考えていたのである。

さらに森は、兵式体操の全国普及を具体的な提案として閣議に提出した。明治20年夏に提出したとされる「閣議案」において森は、「全国ノ男子十七ヨリ二十七ニ至ル迄其学ニ就カサル者トヲ問ハス、総テ皆護国ノ精神ヲ養フノ方法ニ従ハシメ、文部省ハ簡単平易ナル教課書ヲ敷キ、人々ノ諷誦又ハ講義ニ便ナラシメ」、そのために「体操練兵ノ初歩」の実施を壮年の国民に施そうとした⁴⁴。そしてほぼ同時期に作成された「閣議案」の具体案とされる「兵式体操に関する建言案」の中、「壮者ノ隊団ヲ編テ之ヲ郡区ノ郷勇ト為シ、亦陸軍ニ囑托シテ一週二回ノ操練ヲ為サシムヘシ」と、学校生徒のみでなく国民一般への普及を提案しているのである⁴⁵。

以上述べてきたように、森有礼が文部大臣に就任後、小学校、尋常高等中学校、尋常高等師範学校などの諸学校に「兵式体操」科がカリキュラムの正科として登場した。また、兵式体操を気質鍛錬の手段として、全国に広げようとしていた。それでは、森の気質鍛錬の教育（兵式体操）は、彼の道德教育といかに関連していたのか、次に検討する。

これを考えるために、能勢に編纂させた『倫理書』を再び取り上げる。『倫理書』は「行為ノ標準」の項において、「自己ノ愛」、「他人ノ愛」、「道理」、「幸福」など四種を、善悪の標準としている。さらに、「右ノ外、所謂良心ナル者ヲ標準トシ、人ハ生レナガラ、道德ノ本心ヲ有シ、恰モ目ノ、色ヲ辨ジ、耳ノ、音ヲ解スルガ如ク、直ニ行為ノ善悪ヲ自覚シ、善ノ、求ムベキコト、悪ノ、避クベキコトヲ知ル直感力アル者ナレバ、此力ニ訴ヘテ、善悪ヲ判定スル説アリ。此説、古来東西ニ普ク行ハレ、頗ル勢力アル論ナリ、然レトモ此説ハ、畢竟自己ノ心ニ、自ラ信ズル者ニシテ、恰モ宗教ヲ奉ズル者ノ、其神ヲ信ズルガ如ク、之ヲ信ゼザル可ラザル理由ナク、只自己ノ心ニ信ジテ、善トスル者ヲ善トシ、悪トスル者ヲ悪トスルコトナレバ、一個人ニ於テモ、其思フ時ト場合トニ因テ、其心ノ、変ズルコトアリ、従テ自己ノ良心モ、亦変ズル者ナリ、サレバ斯ノ如ク、時ト場合トニ因テ変ズル所ノ者ヲ以テ、標準ト為ス可ラザルコト明ナリ。是レ良心ヲ以テ標準トスル説ヲ、此ニ列挙セザル理由ナリ」と（『倫理書』）。ここでは人に内在する「良心」を基準にして善悪を判断することに対する不信感がみられる。東洋における孟子以来の儒学とりわけ朱子学における「性善説」が明確に否定されている。儒教主義の道德教育の否定である。また人間理性を基軸においた西洋近代哲学とそれに根ざした西洋における道德教育にも同意していない。ここでは、普遍・不変の「良心」の存在を疑い、人心は常に不安定なものであるとする認識に注目したい。森が修身科による道德教育に期待しなかったことは、恐らくこうした人心の捉え方に関係するだろう。つまり、たとえ修身科の授業において道德の徳目を言葉や知識として教えたとしても、それを受容する心自体に信頼性がない。とすれば、その効果は疑わしいことになる。修身教科書や儒教的道德教育に対する不信感の根本に、こうした心の捉え方があったのである。

人心の自律性が疑われている。従って、人心は外部から律せられなければならないことになる。とすれば、森が期待した道德教育の方法は何であるのか。それが、先に触れた「正善の」行為の「習慣化」であると考えられる。つまり不安定な人の心ではなく、外から強制された「気質」鍛

練によって身についた、習慣化された道徳こそ、確かな「標準」と捉えられていたのである。そして、森が終始こだわってやまなかった兵式体操こそ、こうした「気質」を養成する最良の方法と捉えられていたのである。とすれば、兵式体操こそ、森が確信していた心と身体とを結ぶ道徳教育の方法ということになる。

森が暗殺された翌日、徳富猪一郎は『国民の友』において、「森有礼君」と題とする追悼文を書いた。「君曾て謂へることあり、今日の教育に於て大切なるもの三、曰く品格を保つこと、曰く従順なること、曰く他人に対して同感情を發すること、而して此の三個のものは武事教育（兵式体操をさすか一筆者注）に由て達せらるゝを得へし。何となれば武事教育は人をして嚴肅ならしむるものなり、長上の命に従順ならしむるものなり、各々行伍(ツツ)の間に於て相互ひに昆弟の好みを發せしむるものなり、而して此三者の性格を備へたる者は即ち国民の本分を尽すを得可き者なりと。故に君は此国民的の氣風を養成するを以て、教育の一大主眼となしたるなり」と⁴⁶。徳富においては、森の教育思想は、要するにこの「武事教育」による気質の鍛錬に帰着するというのである。それは、とりもなおさず「国民的氣風」そのものだと述べている。

以上の考察をもとに、この徳富の指摘をふまえていえば、兵式体操こそが、森の国民道徳養成の方法に他ならなかったということができよう。だからこそ森は兵式体操に固執したのである。

おわりに

外交官生活の初期において森は、「国民」統合の手段を、教育によらなければならないと決意していたのである⁴⁷。しかし森による国政の担当者は、徳、知とも優れた人に限る。換言すれば、大多数の国民となる人々は、政治参加を期待されていなかったのである⁴⁸。こうした中で、国民を思想的に一つに統合してゆくための「国民道徳」の教育は、政治主体としてのエリートではなく、大多数の民衆（＝「国民」）に対する問題として構想されていたのである⁴⁹。

そうした中、伝統的な儒教的修身教育は排除の対象とされた。もともと治安維持のための道徳教育と、近代国家が求める国民道徳教育とは、原理的に異なった次元の問題である。しかし、森は兵式体操を通じた「三気質」の養成によって、国民道徳を形成させようとした。自発的に国家に同調してゆく国民、国家を一つの共同体化することで国家の秩序（国民的統合）が維持される。それは、当然、国家を単位とした治安維持に帰結する。つまり、「三気質」の浸透は、国家に自発的に同調する近代国民を養成すると共に、国家の統合（治安）のための有効な方法であった。

一方、身体を回路とした教育に、森は執拗にこだわった。森は、普遍的「良心」の万人への内在に懐疑的であった。少なくとも、国民大衆にその存在を信じていなかった。森は人心ではなく、身体を確かなものと考えていた。だから彼が期待した道徳教育の方法は、「正善の」行為の「習慣化」にあった。これが兵式体操に込められていた意図であった。とすれば、兵式体操こそ、森が確信していた道徳教育の方法に他ならない。しかも、それをすべての「国民」に行なわせようとした意味で、それは森なりの「国民道徳」教育の構想であったということになる。

森の構想した方法は、その後多様な形で生かされていった。兵式体操に即していえば文部省はその後もこれにかかわっていったのである。大正期末になってさらに「学校教練」に現役将校の

学校配属が実現された。最後に昭和16年以降戦時体制の下に「軍事教練」が学校で行われ、敗戦を以って初めて兵式体操がその終焉を迎えたのである。また、教育勅語の奉読や御真影への拝礼などは、要するに身体を通じた学校のパフォーマンスであった⁹⁰。これらは、学校教育の場で教科の教育をこえた有効な方法として活用されたのである。その意味で、森の想定した身体を動員した道德教育の方法は、兵式体操をこえて、日本の学校教育の新たな教育法に途を開いたものとして歴史的に意味づけられなければならない。

注

- 1 園田英弘「森有礼の思想体系における国家主義の成立過程——忠誠心の射程——」『人文学報』第39号（京都大学人文科学研究所，1975年）p.23。なお、園田『西洋化の構造：黒船・武士・国家』（思文閣出版，1993年，p.213-322）を参照。
- 2 佐藤秀夫「わが国小学校における祝日大祭日儀式の形成過程」（『教育学研究』第30巻第3号，1963年）p.45。
- 3 土屋忠雄「森有礼の教育政策」（石川謙博士還暦記念論文集『教育の史的展開』，大日本雄弁会講談社，1952年）p.468。
- 4 林竹二「森『学政』の根底にあったもの」（初出は「国家の形成者」を題に『経済往来』に掲載，1966年，引用は『林竹二著作集』（第VI巻 明治的人間，筑摩書房，1984年）による。以下同じ。また同書を『著作集』と略す）p.79。
- 5 同上，p.79。なお、林は、森の師範学校における「道具責め」の方法に、アメリカの宗教家ハリス（Thomas Lake Harris）の新生社における明治初年の体験が決定的な影響があることを強調している。
- 6 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第3巻（教育資料調査会，1938年初版，1964年重版）p.40。なお、以下本書を『発達史』と略す。
- 7 『文部省第十五年报』（明治20年），p.16。
- 8 海後宗臣「元田永孚」（『海後宗臣著作集』第3巻 教育思想研究，東京書籍，1981年）を参照。
- 9 「倫理教科書につき意見書」は『倫理書』の編纂にあたり、「君臣ノ大倫」が明瞭ではないため元田がその修正を求め森有礼に提出した意見書である。大久保利謙編『森有礼全集』第一巻「解説」（宣文堂書店，1972年，p.85）を参照。以下，同書を「解説」と略す。
- 10 例えば林竹二は、『倫理書』に「盛られた倫理思想が，森自身のものと見てよい」としている（「解説」，p.152）。また『森有礼全集』編集者も，この立場から「倫理書」を、『全集』に収録している。
- 11 大久保利謙監修，上沼八郎・犬塚孝明共編『新修森有礼全集』第2巻（文泉堂書店，1998年），p.279。以下，同『全集』による引用は（森Ⅱ，p.279）と略す。
- 12 「教育論 身体ノ能力」，森Ⅱ，p.134。
- 13 「九州各県巡回の途次小学校における示諭」（学科の要領），森Ⅱ，p.379。
- 14 国民精神文化研究所編『教育勅語換発関係資料集』第1巻（1938年）p.9。
- 15 久木幸男「明治儒教と教育——1880年代を中心に——」（『横浜国立大学教育学部紀要』第28集，1988年，p.266）を参照。
- 16 前掲「九州各県巡回の途次小学校における示諭」（学科の要領），森Ⅱ，p.379。
- 17 また福沢諭吉も次のように言う。「德育の材料に用る所のものは何の書なるや，必ず支那の經書の他ならざる可し。然るに此經書なるものは果して純然たる徳教の書なる歟，書中果たして政法の議論なき歟，此書を読むときは其の生徒は果して次第に政談を忘れて道德一偏の人物たる可きや，我輩の所見は全く之に反せり」と（「儒教主義の成跡甚だ恐る可し」，明治16年5月26日『時事新報』論，『福沢諭吉全集』第8巻，岩波書店，1960年，p.662-663）。經書（儒教）の道德に関する内容自体は，福沢は必ずしも反対であるとは限らないように見える。しかし，經書（儒教）をいえば，必ず政治に関することが出てくる。これは，漢学者を政談に陥らせる原因の一つとなるものだ。

- 18 「伊藤博文より森宛書簡」(明治15年9月), 森Ⅱ, p.147.
- 19 前掲「解説」, p.126.
- 20 吉定家夫『日本国学監デイビッド・マレー——その生涯と業績』(玉川大学出版部, 1998年) p.71.
- 21 “EDUCATION IN JAPAN”(1873年1月)。訳文は, 尾形裕康『学制実施経緯の研究』(校倉書房, 1963年, p.311)を参照。
- 22 沖田行司は, これをスペンサーの功利主義の影響を受けたとみている。沖田『日本近代教育思想史研究』(日本図書センター, 1992年, p.128)を参照。
- 23 吉定前掲書, p.69.
- 24 同上書, p.70.
- 25 “RELIGIOUS FREEDOM IN JAPAN”(1872年11月)。森Ⅱ, p.75, 厳訳。
- 26 駐米時代における森の教育関心は, 林竹二「森駐米公使の辞任——森有礼研究(一)——」(初出『東北大学教育学部研究年報』No.15, 前掲『著作集』第Ⅱ巻)を参照。
- 27 身体への注目は, 森の「発明」というより, いわば当時のヨーロッパの潮流であった。18世紀末期から国民教育の一環として, ヨーロッパ諸国において広く注目され, 始まっていた(木村力雄『異文化遍歴者森有礼』, 福村出版, 1986年, p.194)。以下, 「教育論 身体ノ能力」に関する引用は, 森Ⅱ, p.134-138による。
- 28 森の提案した兵式体操は何をイメージしたのだろうか。この点については, ハリスの新生社のもとでの体験(林竹二)や薩摩藩における伝統的な郷中教育の影響(森川輝紀)などがすでに指摘されている。しかし森自身は「瑞西其他ノ国ニ行ハルノ所ノ兵式学校ノ制ヲ参酌シ, 我国相応ノ制ヲ立ツルニ在リ」と述べている。木村力雄は, 森の兵式体操論が同時代のヨーロッパのこうした体育動向に触発されたものであることを示唆している(木村力雄『異文化遍歴者森有礼』, 福村出版, 1986年, p.194)。その上で, 明治11年10月に刊行された久米邦武編修『特命全権大使米欧回覧実記』の中にスイスの兵学校, 学校における兵式演習及び民兵制度に関する記述がある(太政官少書記官久米邦武編修, 太政官記録掛刊行『特命全権大使米欧回覧実記』, 第5編第84巻「瑞士国ノ記」, 博聞社, 1878年)。スイスに関する情報は, 公刊された『米欧回覧実記』に収載され, 当時の西洋に関する貴重な情報源であった。こうした書物を通じて森が兵式体操に関する情報を得た可能性は極めて高い。さらに森が兵式体操導入のきっかけと示唆しうるものとして, アメリカにおける兵式操練の見学(John M. Maki著, 高久真一訳『W・S・クラーク——その栄光と挫折』, 北海道大学図書刊行会, 1978年初版, 1986年新装版, p.151)と札幌農学校が導入した兵式操練を森が高く評価していた(「水泳等施行に付内達」, 北海道大学編『北大百年史札幌農学校史料(一)』ぎょうせい, 1981年, p.745)という二つの事実がある。
- 29 ここに森によって否定された「遊嬉」の体操とは, 明治11年10月に成立された体操伝習所で行われた体操を指しているかどうか, それは定かにはしえない。しかし, 明治18年12月19日に「埼玉県尋常師範学校における演説」において森は, 兵式体操法を「先ツ東京師範学校ニテ三四ヶ月実行」させるという(森Ⅱ, p.346)。つまり, その以前に体操伝習所の指導の下に東京師範学校で行われた体操と歩兵操練を, 森は「兵式体操」としては認めていなかったのである。なお, 「兵式体操」と「歩兵操練」との違いについては稿を改めて論じたい。
- 30 東京学士会院は, 「文部省ノ起立ニ係リ教育ノ事ヲ議シ學術技芸ヲ討論スル」ことを目的として発足した。それは単に知的サークルであるにとどまらず, 教育・學術上の問題について討論し, 院の決議となったものを, 文部卿に建議する役割を担っていた。つまり, 文部省の諮問機関としての役割ももっていたのである。東京学士院に関する史料は, 『日本学士院八十年史』資料編一(日本学士院, 1961年, 以下, 同書を『学士院』と略す)を参照。なお, 詳しくは前掲「解説」を参照, p.84-88.
- 31 同上『学士院』, p.90.
- 32 以下阪谷の説は, 「東京学士会院雑誌 第1編第7冊」(東京学士会院編『東京学士会院雑誌 第1-3編』, 丸家善七出版, 報知社売捌, 1881年)による, p.147-162.
- 33 「東京学士会院への返翰」(明治13年3月4日), 森Ⅱ, p.138.

- 34 前掲『学士院』, p.124。
- 35 例えば、神田孝平は「兵式ノ体操ハ丁年ノ壮夫ニ施ス所ノ者ナレハ此法ヲ敢テ之ヲ学齡ノ幼童ニ行ハソト大ニ然ル可ラサル」と述べている(前掲『学士院』, p.120)。
- 36 前掲「東京学士会院への返翰」, 森Ⅱ, p.138。
- 37 前掲『発達史』, p.40。
- 38 「兵庫県会議事堂において郡区長県会常置委員及び学校教員に対する演説」(明治20年11月18日), 森Ⅱ, p.452。
- 39 「京都府尋常中学校において郡区長府会常置委員及び教員に対する演説」(明治20年11月19日), 森Ⅱ, p.456。
- 40 例えば明治20年, 第一地方部視学官の報告では, 小学校における「教員ノ欠乏」, 「資力ノ足ラサル」, 「校舎の不完全」などの情報が入っている(『文部省第十五年报』)。
- 41 明治18年12月18日に埼玉県尋常師範学校で行なわれた演説において森は, 「兵式体操ヲ以テ養成セントスル者ハ第一ニ軍人ノ至要トシテ講スル所ノ従順ノ習慣ヲ養ヒ, 第二ニ軍人ノ各々伍ヲ組ミ其伍ニハ伍長ヲ置キ, 伍長ハ一伍ノ為メヲ思テ心ヲ勞シ情ヲ厚クシ, 第三ニ隊ヲ結ヒテハ其一隊ノ中ニ司令官アリテ之ヲ統督シ其威儀ヲ保ツカ如ク」と述べている(「埼玉県尋常師範学校における演説」, 森Ⅱ, p.345-346)。ここでいう「従順ノ習慣」「情ヲ厚ク」「威儀ヲ保ツ」は, 彼が兵式体操を通じて養成させようとする「三気質」(従順, 信愛, 威重)そのものである。
- 42 白井彦聖筆記「明治二十年二月二十日熊本師範学校に於ける講演(同年十月廿四日紫雲新報所載)」(熊本大学教育学部編『熊本師範学校史』, 1952年) p.543。
- 43 前掲北海道大学編『北大百年史札幌農学校史料(一)』(ぎょうせい, 1981年) p.745。
- 44 「閣議案」, 森Ⅱ, p.158。
- 45 「兵式体操に関する建言案」, 森Ⅱ, p.161。あらかじめ断っておきたいのは, それはあくまでも森の兵式体操「構想」に過ぎないことである。兵式体操に関する建言の中, 森が文相在任期間中に実施するに至らなかった計画も多く含まれているのである。
- 46 徳富猪一郎「森有礼君」(『国民の友』第4巻第42号, 明治22年2月22日)。
- 47 辻本雅史「森有礼の思想形成」(『光華女子大学研究紀要』第22集, 1984年) p.35。
- 48 森の政治思想については, 長谷川精一「森有礼の代議政体論について」(『日本の教育史学』36集, 1993年)に詳しい。
- 49 だから国民教育の最前線を担う教員を担う教員を養成する師範学校は, 森の教育構想の中でも重要な意味をもっていた。師範学校に特に厳しく兵式体操導入を試みたのである。一方, エリート養成の高等中学校などにおいては, さほど厳格な兵式体操教育を押し付けなかったのである。これらの詳細については第三高等学校を中心に改めて論じる準備がある。
- 50 明治21年2月に「紀元節以下国家祝祭日における学校儀式施行」が森によって指令されたと佐藤秀夫が推定している(前掲佐藤「わが国小学校における祝日大祭日儀式の形成過程」, p.45)。やがて「小学校における祝祭日の儀式」は明治24年に制定され, 教育勅語や御真影への礼拝が制度化に至った。

(博士後期課程2回生, 教育学講座)